

徳島県規則第三十八号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県事務委任規則

徳島県事務委任規則（昭和四十二年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「部等」を「本部」に、「第四条第一号」を「第九条」に改める。
第六条（見出しを含む。）中「徳島県東京本部及び徳島県関西本部」を「本部」に改める。

別表第一中「徳島県東京本部及び徳島県関西本部」を「本部」に改め、同表徳島県東京本部長の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、同表徳島県関西本部長の項中第七号を削り、第八号を第七号とする。

別表第二服務関係事項の項第一号の1中「以下」の下に「この項において」を加え、同項第六号中「昭和四十年徳島県人事委員会規則七―一」を「徳島県人事委員会規則七―一」に改める。

別表第二の二徳島県東部県税局長の項第二号の2中「第二十三の十六」を「第二十三の十六」に改め、同号の3中「第二十三の二十」を「第二十三の二十」に改め、同号の4中「第二十三の二十一」を「第二十三の二十一」に改め、同号の5中「第二十三の二十三」を「第二十三の二十三」に改め、同項第六号中「経営戦略部長」を「企画総務部長」に改め、同表徳島県東部保健福祉局長の項第一号の2中「保健福祉部健康づくり課長」を「保健福祉部健康寿命推進課長」に改め、同項第五十二号の2及び9中「の返還」を「を返還させることの決定」に改め、同項第六十一号の1中「受理」の下に「及び同条第八項の規定による医師に対する届出の要求」を加え、同号中27を33とし、26を32とし、25を31とし、同31の前に次のように加える。

27 第四十四条の三の二第一項の規定による医療に要する費用の負担の決定

28 第四十四条の三の三第一項の規定による療養費の支給の決定

29 第四十四条の三の五第三項の規定による検体等の受領

30 第四十四条の三の六の規定による届出の受理

別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項第六十一号中24を26とし、23を25とし、22を24とし、同号の21中「同条第二項」の下に「（第四十四条の三の二第二項及び第五十条の三第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同21を同号の23とし、同号中20を22とし、3から19までを2ずつ繰り下げ、2の次に次のように加える。

3 第十五条の二第一項の規定による当該職員による質問又は調査

4 第十五条の三第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による質問、同条第二項の規定による報告及び当該職員による質問又は調査並びに同条第七項の規定により読み替えて適用する同条第二項の規定による当該職員による質問又は調査
別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項第六十一号に次のように加える。

34 第五十条の三第一項の規定による医療に要する費用の負担の決定

35 第五十条の四第一項の規定による療養費の支給の決定

36 第五十条の六第三項の規定による検体等の受領

37 第五十条の七の規定による届出の受理

別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項第六十九号の2中「保健福祉部健康づくり課長」を「保健福祉部健康寿命推進課長」に改め、同項第八十号の5中「第二十条」を「第二十条第一項」に、「及び」を「又は」に改め、同表徳島県東部農林水産局長の項第四号の22中「第五十七条の五」を「第五十七条の四第一項（第五十七条の八において準用する場合を含む。）」に、「認可」を「認可等」に改め、同号中53を55とし、27から52までを2ずつ繰り下げ、26の次に次のように加える。

27 第七十六条の五第一項の規定による一般社団法人への組織変更の認可

28 第七十六条の十三第一項の規定による認可地縁団体への組織変更の認可、同条第二項の規定による市町村長の同意の取得及び同条第三項の規定による市町村長への通知

別表第二の二徳島県東部農林水産局長の項第十二号中「農林水産部スマート林業課長」を「農林水産部林業振興課長」に改め、同項第二十五号及び第二十六号中「農林水産部鳥獣対策・ふるさと創造課長」を「農林水産部鳥獣対策・里山振興課長」に改め、同項第四十二号及び第四十三号を削り、同項第四十四号の5中「（公益社団法人徳島森林づくり推進機構が実施主体となるものを除く。）」を削り、同号を同項第四十二号とし、同項第四十五号を第四十三号とし、第四十六号から第五十三号までを二号ずつ繰り上げ、同表徳島県東部県土整備局長の項第七号の2中「体育館」を「体育館等」に改め、同項第八号の1中「の認定」を「等の認定等」に、「建築主事」を「建築主事又は建築副主事」に改め、同号の5中「の認定」を「等の認定」に改め、同項第九号の2中「認定」を「認定等」に、「建築主事」を「建築主事又は建築副主事」に改め、同項第十号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項第十一号中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

別表第二の三中徳島県立保健製薬環境センター所長の項を削り、徳島県動物愛護管理センター所長の項の次に次のように加える。

徳島県立図書館長

一 徳島県文化の森総合公園文化施設条例（平成二年徳島県条例第十一号）に関する次のこと（徳島県立図書館に係るものに限る。）。

1 第三条の規定による施設又は用具の利用の許可

2 第五条ただし書の規定による損害賠償責任の全部又は一部の免除

徳島県立博物館長

一 徳島県文化の森総合公園文化施設条例に関する次のこと（徳島県立博物館に係るものに限る。）。

1 第三条の規定による施設又は用具の利用の許可

2 第五条ただし書の規定による損害賠償責任の全部又は一部の免除

徳島県立近代美術館長

一 徳島県文化の森総合公園文化施設条例に関する次のこと（徳島県立近代美術館に係るものに限る。）。

- 1 第三条の規定による施設又は用具の利用の許可
 - 2 第五条ただし書の規定による損害賠償責任の全部又は一部の免除
- 徳島県立文書館長

一 徳島県文化の森総合公園文化施設条例第五条ただし書の規定による損害賠償責任の全部又は一部の免除（徳島県立文書館に係るものに限る。）

二 徳島県立文書館協議会に対して諮問し、又は建議を受けること。

徳島県立二十一世紀館長

一 徳島県文化の森総合公園文化施設条例に関する次のこと（1及び3にあつては、徳島県立二十一世紀館に係るものに限る。）。

1 第三条の規定による施設又は用具の利用の許可

2 第四条第一項の規定による観覧料の徴収、同条第二項の規定による使用料の徴収並びに同条第三項の規定による観覧料及び使用料の全部又は一部の免除

3 第五条ただし書の規定による損害賠償責任の全部又は一部の免除

二 徳島県文化の森総合公園文化施設の観覧料及び使用料徴収規則（平成二年徳島県規則第四十九号）に関する次のこと。

1 第三条第一項ただし書の規定による観覧料及び使用料の徴収の時期及び方法の特例の決定

2 第四条ただし書の規定による観覧料及び使用料の全部又は一部の還付

3 第五条の規定による観覧料及び使用料に関し必要な事項の決定

三 徳島県文化の森総合公園文化施設における電気の調達に係る事務の処理

四 徳島県文化の森総合公園文化施設の維持及び管理の業務の委託に関する事務の処理

五 徳島県立二十一世紀館協議会に対して諮問し、又は建議を受けること。

徳島県立鳥居龍蔵記念博物館長

一 徳島県文化の森総合公園文化施設条例第五条ただし書の規定による損害賠償責任の全部又は一部の免除（徳島県立鳥居龍蔵記念博物館に係るものに限る。）

徳島県立保健製薬環境センター所長

一 徳島県立保健製薬環境センターの設置及び管理に関する条例（平成二十二年徳島県条例第五十一号）に関する次のこと。

1 第三条の規定による利用の許可

2 第五条第一項の規定による利用の許可の取消し又は利用の中止命令

3 第六条の規定による使用料の徴収

4 第七条第一項の規定による手数料の徴収

5 第八条の規定による使用料等の減免

二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十六条第一項の規定による情報の公表（定例的なものに限る。）

三 試験等の成績書等の交付

四 研修生の受入れの承認

別表第二の三徳島県中央こども女性相談センター所長の項の項名を「徳島県こども女性相談センターの長」に改め、同項第一号の10中「（同条第六項において準用する場合を含

む。」を削り、同項第六号を次のように改める。

六 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第二条に規定する困難な問題を抱える女性をいう。以下この項において同じ。）等及び被害者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第二項に規定する被害者及び同法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。）等の一時保護（厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して実施する場合を含む。）並びに困難な問題を抱える女性等の女性自立支援施設への入所及び退所の決定

別表第二の三徳島県中央こども女性相談センター所長の項第七号中「処理」の下に「（徳島県中央こども女性相談センター所長に限る。）」を加え、同表徳島県南部こども女性相談センター所長及び徳島県西部こども女性相談センター所長の項から徳島県立鳥居龍蔵記念博物館長の項までを削り、同表徳島県立工業技術センター所長の項第一号の2中「起業家支援室又は研究室（以下「起業家支援室等」という。）」を「研究室」に改め、同号の4から7までの規定中「起業家支援室等」を「研究室」に改め、同表徳島県立農林水産総合技術支援センター所長の項第一号の6中「徴収及び」を「徴収、」に改め、「免除」の下に「及び同条第四項ただし書の規定による使用料等の全部又は一部の還付」を加え、同号の9中「徴収及び」を「徴収並びに」に改め、同号の11中「同条第二項」を「同条第二項ただし書」に改め、同項第二号の8中「住民票」を「住民票の写し」に改め、同号の10中「同項第三号の規定による」を削る。

別表第三服務関係事項の項第二号中「昭和四十年徳島県人事委員会規則八―二」を「徳島県人事委員会規則八―二」に改め、同表個別事項の項第三号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同号の4を次のように改める。

4 第三十九条の二第一項及び第二項の規定による監督処分

別表第三個別事項の項第三号に次のように加える。

5 第四十一条第一項の規定による活用推進計画の策定（第四十九条第一項に規定する場合を除く。）、「第四十一条第四項（同条第七項（第四十九条第五項において読み替えて適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による同意の取得、第四十一条第五項（同条第七項（第四十九条第五項において読み替えて適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取、第四十一条第六項（同条第七項（第四十九条第五項において読み替えて適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による公表及び送付並びに第四十一条第七項の規定による活用推進計画の変更（第四十九条第一項に規定する場合及び同条第五項に規定する変更を除く。）」

6 第四十三条第一項の規定による実施計画の認定、同条第二項（同条第五項において準用する場合及び第五十条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による必要な措置の実施、第四十三条第三項（同条第五項において準用する場合及び第五十条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による公表及び漁港施設の所有者への通知並びに第四十三条第四項の規定による実施計画の変更の認定

7 第四十五条第一項の規定による認定計画実施者に対する勧告、同条第二項の規定

による認定の取消し並びに同条第三項の規定による公表及び漁港施設の所有者への通知

8 第四十九条第二項（同条第五項において読み替えて適用する第四十一条第七項において準用する場合を含む。）の規定による同意の取得

9 第五十二条第一項の規定による認定計画実施者に対する漁港水面施設運営権の設定

10 第五十五条第二項の規定による漁港水面施設運営権の移転の許可、同条第五項の規定による必要な措置の実施及び同条第六項の規定による公表

11 第五十七条第三項の規定による漁港水面施設運営権の存続期間の更新

12 第五十九条第一項の規定による漁港水面施設運営権の取消し、同条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定による漁港水面施設運営権の取消し又は行使の停止命令及び同条第三項の規定による抵当権者への通知

13 第六十一条第一項の規定による漁港協力団体の指定並びに同条第二項及び第四項の規定による公示

14 第六十三条第一項の規定による報告の徴収、同条第二項の規定による改善命令、同条第三項の規定による指定の取消し及び同条第四項の規定による公示

15 第六十四条の規定による情報の提供又は指導若しくは助言

別表第三個別事項の項第五十三号の2中「経営戦略部長」を「企画総務部長」に改め、同号の8を削り、同号を同項第五十四号とし、同項中第五十二号を第五十三号とし、第五十一号を第五十二号とし、第五十号を第五十一号とし、同項第四十九号中「もの」を「事業に係るもの」に改め、同号を同項第五十号とし、同項第四十八号を第四十九号とし、第三十三号から第四十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三十二号の7を削り、同号の6中「第十条」を「第十一条」に改め、同6を同号の7とし、同号の5中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同5を同号の6とし、同号の4中「第八条」を「第九条」に、「閲覧」を「閲覧の実施」に改め、同4を同号の5とし、同号の3の次に次のように加える。

4 第八条の規定による業務規程の変更の届出の受理

別表第三個別事項の項第三十二号の8中「第十八条」を「第二十条」に改め、同号の9中「第十九条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同号の10中「第二十条」を「第二十四条」に改め、同号の11中「第二十二条」を「第二十六条」に改め、同号の12中「第二十三条」を「第二十七条」に改め、同号の13中「第二十四条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同号を同項第三十三号とし、同項中第三十一号を第三十二号とし、第二十四号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十三号の6中「第十八条の三十一第一項」を「第十八条の三十六第一項」に改め、同号の7及び8中「第十八条の三十一第二項」を「第十八条の三十六第二項」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項中第二十二号を第二十三号とし、第十号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第九号の5中「第三十八条第一項」の下に「（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同号の6中「第四十三条第二項」を「第四十一条第二項」に改め、同号を同項第十号とし、同項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則（昭和二十六年農林省令第四十七号）に関する次のこと（徳島県南部総合県民局長に限る。）。

1 第四十二条の規定による漁港水面施設運営権の設定を受けた認定計画実施者への通知

2 第四十七条の規定による漁港水面施設運営権の存続期間の更新を受けた者への通知

別表第五その一第四号中「経営戦略部長」を「企画総務部長」に改め、同表その二中「徳島県東京本部及び徳島県関西本部」を「本部」に改める。

別表第九徳島県立高等学校の長の項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務の処理

別表第九徳島県立高等学校の長の項に次の二号を加える。

五 徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例（昭和四十一年徳島県条例第二十七号）に関する次のこと（1から3までにあつては徳島県立高等学校総合寄宿舎の管理者の職を命じられた者に限り、4から6までにあつては徳島県立徳島寮管理者の職を命じられた者に限る。）。

1 第七条の規定による使用料の徴収

2 第十条の規定による使用料の減免

3 第十一条ただし書の規定による使用料の全部又は一部の還付

4 第十五条第一項の規定による宿泊料の徴収及び同条第二項ただし書の規定による宿泊料の徴収の時期の特例の決定

5 第十六条において準用する第十条の規定による宿泊料の減免

6 第十六条において準用する第十一条ただし書の規定による宿泊料の全部又は一部の還付

六 委託料（徳島県立高等学校総合寄宿舎の給食に係るものに限る。）についての地方自治法第二百三十二条の三の規定による支出負担行為（徳島県立高等学校総合寄宿舎の管理者の職を命じられた者に限る。）

別表第九徳島県立高等学校総合寄宿舎の管理者の項及び徳島県立徳島寮管理者の項を削り、同表徳島県立総合教育センター所長の項第一号の2中「損害の賠償責任」を「損害賠償責任」に改める。

別表第十第一号中「徳島県東京本部及び徳島県関西本部」を「本部」に改める。

別表第十三第一号中「徳島県東京本部及び徳島県関西本部」を「本部」に改め、同表第四号の2中「同条第四項」を「第八十一条第四項」に改め、同表第八号の1中「十三の項から」の下に「二十三の項まで、二十五の項、二十七の項から」を加え、「から九十の項まで」を削る。

別表第十四徳島県行政組織規則第五条第二項及び第六条第二項に規定する課（県立総合大学校本部、徳島県文化の森振興センター及び徳島県産業人材育成センターを含む。以下この表及び次表において「課」という。）、「徳島県会計規則別表第三に掲げる会計課の所管する二号庁」（以下「会計課の所管する二号庁」という。）、「徳島県教育委員会（事務局に限る。）」、「徳島県人事委員会、徳島県監査委員、徳島県労働委員会、徳島県収用委員会

、徳島県警察本部（警務部情報発信課及び会計課並びに交通部交通指導課に限る。）及び徳島県議会の所掌に属する歳入及び歳入歳出外現金に係る次に掲げる事務の項の項名中「県立総合大学校本部」を「知事戦略公室及び」に改め、「及び徳島県産業人材育成センター」を削り、「掲げる会計課」を「掲げる出納局会計課」に、「限る。」及び「を」を「限る。」並びに「に改め、同表総務事務管理課の所掌に属する歳入及び歳出に係る次に掲げる事務の項の項名中「総務事務管理課」を「企画総務部総務事務管理課」に改め、同項中「第一に掲げる一号^{かい}廊及び同規則別表第三に掲げる一号^{かい}廊の所管する二号^{かい}廊（以下「一号^{かい}廊の所管する二号^{かい}廊」という。）の所掌に属する歳入、歳出及び歳入歳出外現金に係る次に掲げる事務の項第四号の16及び徳島県東部県税局の所掌に属する県税及びこれに伴う県税外諸収入並びにこれらの還付並びに歳入歳出外現金に係る次に掲げる事務の項第二号の14中「第四十三条第二項」を「第四十三条第三項」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。